

第21号 上下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

津久井町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、津久井町青根地区の町営簡易水道事業のあり方について検討する。

2 下水道事業

(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

(2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井町、相模湖町の単位分担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

(3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

第1回協議会において、原案通り決定

第22号 地方税の取扱いについて

1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統合する。

2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。

法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。

4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統合する。

5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

第1回協議会において、原案通り決定

第23号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

第1回協議会において、原案通り決定

第24号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

第1回協議会において、原案通り決定

第25号 保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、

一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

第1回協議会において、原案通り決定

第26号 使用料、手数料の取扱いについて

1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。

2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。

3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

第1回協議会において、原案通り決定

第27号 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。

2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

第1回協議会

協議第18号と併せて継続協議

第2回協議会

専門部会で調整中のため継続協議

第28号 一部事務組合等の取扱いについて

1 一部事務組合の取扱い

津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2 機関等の共同設置の取扱い

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併の期日の前日までに廃止し、相模湖町に係るその事務は、新市に引き継ぐ。

3 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託

津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

4 土地開発公社の取扱い

相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社

については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

5 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併の期日の前日までに解散する方向で調整する。

第1回協議会において、原案通り決定

第29号 清掃事業の取扱いについて

清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。

1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。

3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。

4 清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図る。

第1回協議会において、原案通り決定

第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて

1 消防業務の取扱い

消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。

ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。

2 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、津久井地域の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

第1回協議会において、原案通り決定



第31号 防災事業の取扱いについて

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合

併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

第1回協議会において、原案通り決定

第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後5年を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

第1回協議会での主な意見

津久井町委員 地域協議会の構成員は、地域の声を反映するという重要な役割だが、どのような理由から任期を2年としたのか。

企画部会長 より多くの方に参画していただくという理由から2年としたが、地域の特色にあわせて再任を妨げないようにしてある。

相模湖町委員 市長は、地域協議会の構成員をどのように選考するのか。

企画部会長 現実的には、選考委員を決めて、地域の推薦、団体の推薦、公募等の中から選考することになるものと考えている。

津久井町委員 新市全体の都市内分権の成立は合併後5年を目途に検討とあるが、地域自治区の設置期間は5年と明記されているので、そのつなぎをしっかりとさせるために都市内分権の成立時期を明文化して欲しい。

企画部会長 次回までの検討課題とさせて欲しい。

継続協議

第2回協議会での主な意見

相模湖町委員 津久井地域においては、合併特例法に基づく5年間の地域自治区制度が予定されているが、5年目以降、現在相模原市内で検討されている自治区の制度を引き継いで、自治を維持していくことができるのか。

企画部会長 相模原市における自治区の制度については検討中だが、将来的には地域自治区のようなものができるのではないかと考えている。都市内分権のあり方の検討結果によっては、地域自治区の設置期間等、協議事項を変更できるものとしている。

津久井町委員 地域協議会の構成員の、任期と選任についての考え方は、